

経 済 産 業 省

20230310 貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年3月20日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月27日から施行する。

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成19年7月12日付け 平成19・03・28 貿局第4号）

改 正 後	現 行
2－4 税関において疑義が生じた場合の取扱い 1 本通達に定めるほか、税関において何らかの疑義が生じた場合には、税関は経済産業省の担当課（「貿易管理課、<u>貿易</u>審査課、農水産室又はワシントン室」をいう。以下同じ。）に照会をすることができる。税関が照会を求める場合は、担当課へ電話連絡を<u>した上で</u>必要事項を記入した任意の照会書及び必要に応じて輸入承認証、仕入書、契約書その他参考書類を添えて<u>電子メール</u>で送付する。この照会を受けた担当課は、当該疑義につき輸入通関に支障が生じないよう可及的速やかに検討を行い、税関に通知することとする。 2・3 （略）	2－4 税関において疑義が生じた場合の取扱い 1 本通達に定めるほか、税関において何らかの疑義が生じた場合には、税関は経済産業省の担当課（「貿易管理課、審査課、農水産室又はワシントン室」をいう。以下同じ。）に照会をすることができる。税関が照会を求める場合は、担当課へ電話連絡を<u>するとともに</u>必要事項を記入した任意の照会書及び必要に応じて輸入承認証、仕入書、契約書その他参考書類を添えて<u>ファクシミリ</u>で送付する。この照会を受けた担当課は、当該疑義につき輸入通関に支障が生じないよう可及的速やかに検討を行い、税関に通知することとする。 2・3 （略）